

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3097687号
(U3097687)

(45) 発行日 平成16年2月5日(2004.2.5)

(24) 登録日 平成15年8月27日(2003.8.27)

(51) Int. Cl.⁷

A01G 1/00

F I

A01G 1/00 303B

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 書面 (全 8 頁)

(21) 出願番号 実願2003-3391 (U2003-3391)

(22) 出願日 平成15年5月8日(2003.5.8)

(73) 実用新案権者 503210108

中▲崎▼ 巧

神奈川県横浜市鶴見区寛政町27-5 グ

ランドベイ横浜805

(72) 考案者 中▲崎▼ 巧

神奈川県横浜市鶴見区寛政町27-5 グ

ランドベイ横浜805

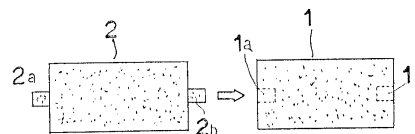
(54) 【考案の名称】 植栽用材用具

(57) 【要約】

【課題】保水性の向上を図り、農作物や果実の立体的栽培と育成の効率化を可能とするとともに、作業効率の向上、土地の有効利用と空間的演出効果を可能とする植栽用材用具を提供する。

【解決手段】ココナツヤシの粉末を所定の硬度をもって任意形状にブロック化して凹部1a, 1bを有する第1の植栽用材1を形成するとともに、ココナツヤシの粉末を所定の硬度をもって任意形状にブロック化して凸部2a, 2bを有する第2の植栽用材2とを形成し、第2の植栽用材2の凸部2a, 2bを第1の植栽用材1の凹部1a, 1bに嵌合させて第1の植栽用材1と第2の植栽用材2とを連結し、第1の植栽用材1と第2の植栽用材2に植物を植える。

【選択図】 図1



【実用新案登録請求の範囲】**【請求項 1】**

ココナツヤシの粉末を所定の硬度をもって任意の形状にブロック化して外表面の所定の位置にそれぞれ凸部または凹部の少なくとも一方を有する複数個の植栽用材を形成し、上記凸部を有する上記植栽用材の上記凸部を上記凹部を有する上記植栽用材の凹部に嵌合させることにより複数個の植栽用材を連結または組み合わせることを特徴とする植栽用材用具。

【請求項 2】

上記植栽用材は、外周縁を木製の枠に取り付けて単一で植栽用材用具としたことを特徴とする請求項 1 に記載の植栽用材用具。

【考案の詳細な説明】**【0001】****【考案の属する技術分野】**

この考案は、ココナツヤシの粉末を植物栽培に適する硬度をもって任意形状にロック化して、所定数連結、または組み合わせ、園芸、農産物などの栽培を立体的、空間的に利用拡大することができ、植物の育成、栽培などに対して総合的に利用価値を高めることができるようにした植栽用材用具に関する。

【0002】**【従来技術】**

従来、観葉植物や薔薇などの各種草花の苗木栽培などに使用する植栽用材用具に、ココナツヤシの粉末を固形成形したものが使用される場合がある。

この種の植栽用材用具の形状は、すべて板状、マット状にしたものであり、要するに 2 次元形状を成している。

このような 2 次元形状の植栽用材用具は平面のみ使用されているか、あるいは植木鉢に植栽する際に植木鉢の下部に入れて床状に使用して、保水用に使用されている。

【0003】**【考案が解決しようとする課題】**

このような従来のココナツヤシの粉末を固形成形した植栽用材用具は、平面的使用が基本であり、水分の蒸発を促進させることになり、ココナツヤシの粉末が特徴とする水分保留率の優秀さを生かすことができない。

また、平面的に使用することにより、必然的に固形成の形状の任意性を損なうことになるとともに、適当な寸法値による立体的、空間利用についての用途が制限されることになる。

したがって、土地有効利用を妨げ、植栽された農産物などの育成作業の効率向上を期することができないなどの課題がある。

【0004】

この考案は、上記従来課題を解決するためになされたもので、農作物などの立体的栽培、育成を可能とするとともに、農作物や果実栽培の作業効率の向上を可能とし、さらには、土地の有効利用、空間的演出効果の向上が屋内外を問わずに得られる植栽用材用具を提供することを目的とする。

【0005】**【課題を解決するための手段】**

上記目的を達成するために、この考案の植栽用材用具は、ココナツヤシの粉末を所定の硬度をもって任意の形状にブロック化して外表面の所定の位置にそれぞれ凸部または凹部の少なくとも一方を有する複数個の植栽用材を形成し、上記凸部を有する上記植栽用材の上記凸部を上記凹部を有する上記植栽用材の凹部に嵌合させることにより複数個の植栽用材を連結または組み合わせることを特徴とする。

【0006】**【考案の実施の形態】**

以下、この考案による植栽用材用具の実施の形態について図面の基づき説明する。図 1 は

10

20

30

40

50

この考案の第1実施の形態を示す平面図である。

この図1に示す第1実施の形態では二つの植栽用材を用いて植栽用材用具を構成している場合を例示している。

この図1において、ココナツヤシの粉末を植物栽培に適する硬度をもって任意形状、すなわち直方体状にブロック化して第1の植栽用材1を形成している。

この第1の植栽用材1の表面、たとえば、直方体の左右両端面の中央部には、四角い凹部1a, 1bが第1の植栽用材1と一体的に形成されている。

【0007】

また、この第1の植栽用材1に連結する第2の植栽用材2も、第1の植栽用材1と同様にココナツヤシの粉末を植物栽培に適する硬度をもって直方体状にブロック化して形成されている。

10

この直方体状をなす第2の植栽用材2の左右両端面の中央部には、それぞれ角柱状の凸部2a, 2bが第2の植栽用材2とが一体的に形成されている。

凸部2a, 2bは、第1の植栽用材1の両端面に形成された凹部1a, 1bに着脱可能に嵌合するためのものである。

【0008】

すなわち、第1の植栽用材1に第2の植栽用材2を連結して使用する場合には、第2の植栽用材2の凸部2a, 2bのいずれか一方を第1の植栽用具1の凹部1a, 1bのいずれか一方に嵌合させて、第1の植栽用材1と第2の植栽用材2とを連結させる。

この第1の植栽用材1と第2の植栽用材2の両者を連結させた状態で、所定の草花、苗木、農作物などを植栽する。

20

【0009】

図2はこの第1実施の形態による植栽用材用具の使用例を示す正面図である。この図2からも明らかなように、建造物の外構、すなわち住宅用の観音開きの形態をなす門扉3の両側に積み重ねられた1対のコンクリートブロックによる門柱4a, 4bの一方の上面(図2では、門柱4bの上面)に植栽用材用具を直立させている状態を示している。

すなわち、第1の植栽用材1の一方の凹部1aに第2の植栽用具2の凸部2aを嵌合させるとともに、第1の植栽用材1の他方の凹部1bに第2の植栽用具2(2個目の第2の植栽用材2)の凸部2bを嵌合させることにより3個連結して直立させた植栽用材用具として使用している。

30

この場合、下側の第2の植栽用材2に設けられている凸部2aは、門柱4bの上面にあらかじめ形成された凹部(図示せず)に嵌合されている。

【0010】

このようにして、1個の第1の植栽用材1の両端に2個の第2の植栽用材2を縦方向に連結した状態の植栽用材用具を門柱4bの上面に直立させて、植栽用材用具に薔薇などの所定の植物5を植栽する。

植栽用材用具に植栽された草花、苗木などに給水する場合に、植栽用材用具は複数個(図2の例では3個)されているので、全体の体積が増大し、しかも平面的ではなく立体的であるから、植栽用材用具に含浸された水分は蒸発し難く、長時間に亘って植栽用材用具が湿潤された状態を保持する。

40

つまり、ココナツヤシ固有の保水作用と相俟って立体化による植栽用材用具の体積の増大化との相乗効果により、保水効果が期待できる。

【0011】

したがって、栽培の作業効率の向上と、育成の容易化が可能となる。また、直立させて植栽用材用具を使用しているから空間的に利用することができ、空間に植栽しているから、草花、植物などの空間の色彩的演出効果が可能となる。

この図2に示す場合には、門柱に適用する場合を例示しているが、温室、ビニールハウスなどの園芸場においては、その壁面に柵などを張り巡らして、上記の凹部1a, 1bあるいは凸部2a, 2bを嵌合する凹部を設けておけば、多数の第1の植栽用材1、第2の植栽用材2を連結させるとともに、第2の植栽用材2の凸部2aまたは2bを凹部に嵌合さ

50

せ、第1の植栽用材1、第2の植栽用材2に農作物、果物栽培などの苗木などを植栽するように適用した場合は、上記の保水効果による給水作業の回数削減を可能とし、作業性の向上、生産性の向上、空間の効率的利用が期待される。

【0012】

なお、上記第1実施の形態では、第1の植栽用材1、第2の植栽用材2はそれぞれ直方体状の形状を有する場合について例示したが、この考案は特に形状については限定するものではなく、たとえば、三角錐などの各種の形状を有するものでよい。

さらに、上記の凸部2a、2bの形状も円錐状、円柱状、など任意の形状でよく、これらの凸部2a、2bが凹部に着脱可能に嵌合できるように凹部1a、1bの形状も凸部2a、2bの形状に合わせて形成すればよい。

10

また、凹部1a、1b、凸部2a、2bはそれぞれ複数個形成しても良いことは自明である。

【0013】

図3は、この考案の第2実施の形態を示す平面図である。この第2実施の形態では、第2の植栽用材2として、ココナツヤシの粉体を植栽に好適なように、適度の硬度をもって「L」字型の角柱状に形成し、その両端に円錐状の凸部2a、2bを一体的に形成するとともに、第1の植栽用材1もココナツヤシの粉体で植栽に好適なように、適度の硬度をもって「L」字型の角柱状に形成し、その両端に凸部2a、2bの形状に合致するように凹部1a、1bが形成されている。

かくして、第1の植栽用材1と第2の植栽用材2とにより植栽用材用具を構成している。この第2実施の形態の場合も第1の植栽用材1の凹部1a、1bのいずれかに、第2の植栽用材2の凸部2a、2bのどちらかを嵌合することにより、第1の植栽用材1と第2の植栽用材2とを連結することができ、上記第1実施の形態の場合と同様の効果が得られる。

20

【0014】

図4はこの考案による植栽溶剤用具の第3実施の形態を示す平面図である。この第3実施の形態では、ココナツヤシの粉体を植栽に好適なように、適度の硬度をもって円柱状に形成し、さらに半円形に変形して植栽用材6としたものである。

この場合の植栽用材6は、その一方の端面の中央部に円錐状の凸部6aを形成し、他方の端面には、この凸部6aの形状に適合する形状の凹部6bが形成されている。

30

図4では、1個の植栽用材6のみが示されているが、実際に使用する場合には、この植栽用材6と同一形状のものを複数個、たとえば、簡単な場合2個用意し、一方の植栽用材6の凸部6aを他方の植栽用材6の凹部6bに嵌合して、2個結合させて上記第1実施の形態の場合と同様の要領で使用する。

また、場合によっては、上記の第1の植栽用材1、第2の植栽用材2とを適宜組み合わせてもよい。

この第3実施の形態の場合も第1実施の形態と同様の効果を奏することは勿論である。

【0015】

図5は、この考案による植栽用材用具の第4実施の形態をアーチ型門柱に使用した場合を示す斜示図である。

40

この第4実施の形態では、上記各実施の形態の場合と同様に、ココナツヤシの粉末で植栽に好適な硬度で球状に形成されており、例えば、第1の植栽用材7、第2の植栽用材8はともに同一形状である。

また、これらの第1の植栽用材7、第2の植栽用材8のそれぞれの所定の表面には、円錐状の凸部7a、8aが任意の個数形成されているとともに、図示されていないが、これらの凸部7a、8aに対応する形状の凹部が設けられている。この凹部に凸部7aまたは8aを嵌合することにより第1の植栽用材7、第2の植栽用材8を連結することができるようになっている。

【0016】

図5の場合は、さらにこの二つの第1の植栽用材7、第2の植栽用材8の凸部7a、8a

50

をアーチ型門柱 9 の所定位置に嵌合させて、アーチ型門柱 9 に固定している場合を示している。

第 1 の植栽用材 7、第 2 の植栽用材 8 には、薔薇の苗木などを植えることにより、アーチ型門柱 9 を薔薇で飾ることができるようにしている。

アーチ型門柱 9 の下部の内面には、観音開きの門扉 10 が取り付けられている。このようなアーチ型門柱 9 にこの考案を適用することにより、上記各実施の形態と同様の効果を得ることができ、特に、空間の有効利用と、色彩的にも美観を呈し、装飾的演出効果が得られる。

【0017】

次に、この考案による第 5 実施の形態について説明する。この第 5 実施の形態の場合は、家屋などの建造物の外構として、すなわち生垣などに適用する場合に好適な例を示している。 10

図 6 はこの第 5 実施の形態を生垣に適用した場合の斜示図である。図 6 において、あらかじめコンクリートブロック 11 a ~ 11 b d を一列に配置して、セメントで地面の表面上に固定しておく。

【0018】

また、コンクリートブロック 11 a ~ 11 b d の上面の所定位置に凹部（図示せず）を設けておく。

この凹部は、通常のコンクリートブロック 11 a ~ 11 d に形成されている貫通した孔を利用すればよく、この孔に所定量のセメントを充填することにより、容易に凹部を形成することができる。 20

さらに、たとえば、木製などによる上枠 12 もあらかじめ用意しておく。上枠 12 の下面には、1 列に所定間隔で複数の凹部（図示せず）を形成しておく。

上枠 12 はコンクリートブロック 11 a ~ 11 d 上に植設される植栽用材を固定するためのものである。

【0019】

次に、この植栽用材について説明する。図 6 で示す実施の形態では、植栽用材用具は、4 個の植栽用材 13 ~ 16 を一列に連結した場合を示している。

これらの植栽用材 13 ~ 16 も上記各実施の形態で述べたのと同様に、ココナツヤシの粉末を植物の植栽に好適な硬度を有するように、肉厚の長方形の板状に形成されている。 30

植栽用材 13 ~ 16 の上端面には、それぞれ複数の円錐状の凸部 13 a , 14 a , 15 a , 16 a が植栽用材 13 ~ 16 のそれぞれと一体的に形成されている。

これらの各凸部 13 a , 14 a , 15 a , 16 a は、上記上枠 12 の凹部に嵌合させるためのものである。

【0020】

同様に、植栽用材 13 ~ 16 のそれぞれの下端面にも複数の円錐状の凸部 13 b , 14 b , 15 b , 16 b が形成されている。

各凸部 13 b , 14 b , 15 b , 16 b はそれぞれ上記コンクリートブロック 11 a ~ 11 d の上面に形成されている凹部に嵌合するためのものである。

植栽用材 13 ~ 15 の一方の側面（図 6 の右側の側面）には、それぞれ複数の凸部 13 c , 14 c , 15 c が形成されている。 40

植栽用材 14 ~ 16 の他方の側面（図 6 の左側の側面）には、それぞれ複数の凹部（図示せず）が形成されている。

これらの各凹部は、上記凸部 13 c , 14 c , 15 c を嵌合するためのものである。

【0021】

植栽用材 13 ~ 16 の下端面側の各凸部 13 a ~ 16 a は、コンクリートブロック 11 a ~ 11 d の上面に形成されている凹部に嵌合させるとともに、植栽用材 13 ~ 15 の右側の側面に形成されている凸部 13 c ~ 15 c を植栽用材 14 ~ 16 の左側の側面に形成されている凹部に嵌合させる。

さらに、植栽用材 13 ~ 16 のの上端面に形成されている凸部 13 b ~ 16 b をそれぞれ 50

上枠 12 の下面側に形成されている凹部に嵌合させる。

かくして、4 個の植栽用材 13 ~ 16 が横一列に連結され、しかもコンクリートブロック 11 a ~ 11 d と上枠 12 との間に固定される。これにより堀垣の形態を整えることになる。

【0022】

次いで、このようにコンクリートブロック 11 a ~ 11 d と上枠 12 との間に固定された 4 個の植栽用材 13 ~ 16 の全面に蔦、莓、薔薇などの蔓状の植物 17 を植え付けることにより、全体として生垣の形態を成すことになり、土地の有効利用に加えて園芸、外構などの演出効果が得られる。

しかも、この場合、4 個の植栽用材 13 ~ 16 が連結しているから、全体的に体積が 4 倍となるとともに、全面に蔓性の植物が植えられているから、4 個の植栽用材 13 ~ 16 の表面を覆うことになり、これらの植物で直斜日光を遮り、保水性が格段に向上し、給水作業の回数を削減でき、栽培作業能率の向上、栽培育成の向上を期することができる。

【0023】

次に、この考案による第 6 実施の形態について説明する。図 7 はこの第 6 実施の形態を示す斜示図である。

この第 6 実施の形態の場合は、植栽用材 18 の外周縁を木製で方形の枠 19 に嵌め込んでセットものとした植栽用材用具 20 の場合を示している。

すなわち、植栽用材 18 は上記各実施の形態の場合と同様に、ココナツヤシの粉末を適度の硬度を有するようにして四角い厚板状に固形化し、その外周縁に複数個の凸部（図示せず）を設け、これらの凸部を枠 19 の内周面に形成された凹部（図示せず）に嵌合することにより枠 19 に固定し、単一で植栽用材用具 20 のセットものとしたものである。

このように構成することにより、複数の植栽用材用具 20 を任意の組み込みが可能となる。

なお、この考案は、上述し、図面に示す実施の形態にのみ限定されることなく、その要旨を変更しない範囲内で種々変形して実施することができるのは、いうまでもない。

【0024】

【考案の効果】

以上のように、この考案によれば、ココナツヤシの粉末を所定の硬度をもって任意の形状にブロック化して外表面の所定の位置にそれぞれ凸部または凹部の少なくとも一方を有する複数個の植栽用材を形成し、凸部を有する植栽用材の凸部を凹部を有する植栽用材の凹部に嵌合させることにより複数個の植栽用材を連結または組み合わせるようになったので、植物の立体的栽培、育成および植栽を可能とするとともに、給水作業の回数の削減化にともない、農作物や果実栽培の作業効率の向上を可能とし、さらには、土地の有効利用、空間的演出効果の向上が屋内外を問わずに得られる効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

【図 1】この考案による植栽用材用具の第 1 実施の形態を示す平面図である。

【図 2】この考案による植栽用材用具の第 1 実施の形態を門扉のブロック門柱に装着した状態を示す斜示図である。

【図 3】この考案による植栽用材用具の第 2 実施の形態を示す平面図である。

【図 4】この考案による植栽用材用具の第 3 実施の形態を示す平面図である。

【図 5】この考案による植栽用材用具の第 4 実施の形態をアーチ型門扉の門柱に装着した状態を示す斜示図である。

【図 6】この考案による植栽用材用具の第 5 実施の形態を生垣に適用した状態を示す斜示図である。

【図 7】この考案による植栽用材用具の第 6 実施の形態を示す平面図である。

【符号の説明】

1, 7 第 1 の植栽用材

1 a, 1 b, 6 b 凹部

2, 8 第 2 の植栽用材

10

20

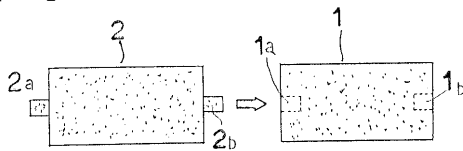
30

40

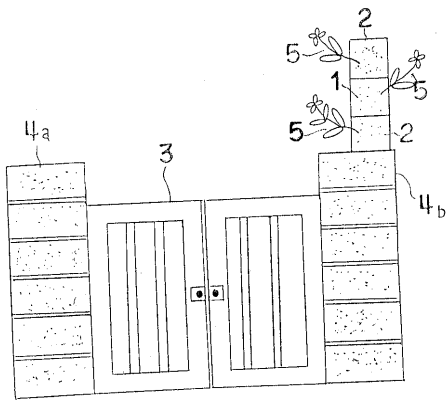
50

- 2 a , 2 b , 6 a ~ 8 a , 1 3 a ~ 1 6 a , 1 3 b ~ 1 6 b , 1 3 c ~ 1 5 c 凸部
- 3 , 1 0 門扉
- 4 a , 4 b 門柱
- 5 , 1 7 植物
- 6、1 3 ~ 1 6、1 8 植栽用材
- 9 アーチ型門柱
- 1 1 a ~ 1 1 d コンクリートブロック
- 1 2 上枠
- 1 9 枠
- 2 0 植栽用材用具

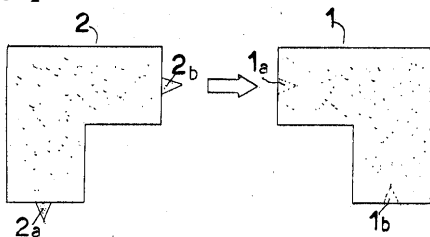
【 図 1 】



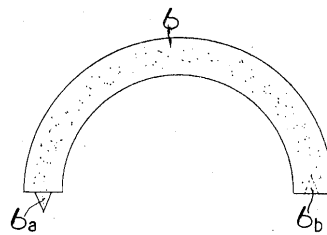
【 図 2 】



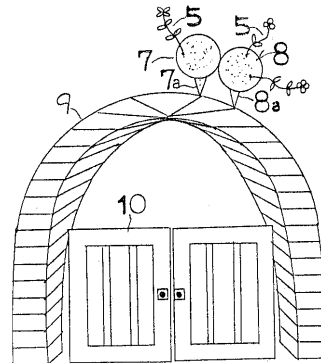
【 図 3 】



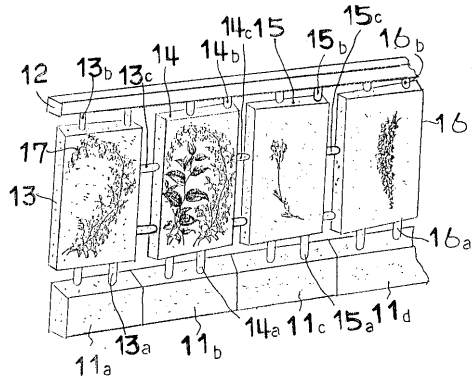
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】

